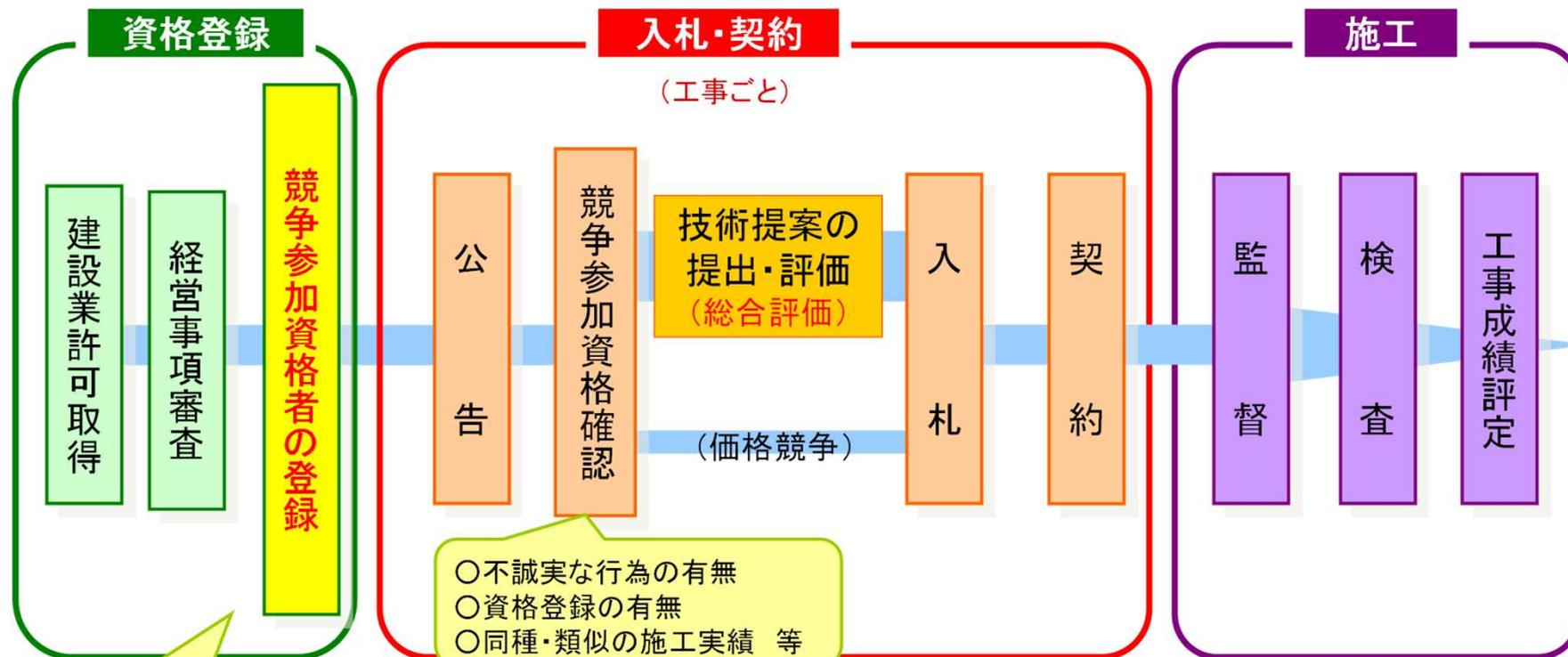


④直轄工事における競争参加資格登録について (橋梁補修工事の新規追加)

直轄工事における競争参加資格登録について

○直轄工事の令和3・4年度の競争参加資格登録においては、**22の工種**※¹に分類するとともに、一般土木等の**6つの工種**※²について等級区分を設ける。



○22工種に登録。
工種によっては等級区分を行う。

表 工種一覧

1 一般土木工事	8 暖冷房衛生設備工事	15 グラウト工事
2 アスファルト舗装工事	9 セメント・コンクリート工事	16 杭打工事
3 鋼橋上部工事	10 プレストレスト・コンクリート工事	17 さく井工事
4 造園工事	11 法面処理工事	18 プレハブ建築工事
5 建築工事	12 塗装工事	19 機械設備工事
6 木造建築工事	13 維持修繕工事	20 通信設備工事
7 電気設備工事	14 河川しゅんせつ工事	21 受変電設備工事
		22 橋梁補修工事

(:等級区分のある工種)

【R3・4年度からの変更点】

- ※¹: 橋梁補修工事を追加し、22工種とする。
- ※²: 鋼橋上部工事は等級区分無しとするため、等級区分のある工種は6つとなる。